

建物等を建てられる方へ

仮換地境界杭（木杭）の埋設についてのお願い

仮換地境界杭（コンクリート杭）は埋設されておられません。
つきましては、境界杭（木杭）の埋設について以下のことにご注意ください。

1. 境界杭（木杭）の埋設は地権者からの申請に基づいて設置します。設置には申請書を提出されてから **2週間程度** かかります。なお、申請書は（財）浜松まちづくり公社及び組合現地事務所にあります。また、境界杭の確認は必ず行い、不備な点がありましたら申請後1ヶ月以内に下記までご連絡下さい。期限を過ぎた場合の境界杭についての責任は負いません。
2. 境界杭は、最終的にコンクリート杭等の不動物を組合で埋設しますので構造物等を築造する場合、境界杭（木杭）をあえて残す必要はありません。
3. 境界位置は、境界杭（木杭）の頭部に打ってある釘の位置になります。
4. 境界杭（木杭）埋設後、現地で位置がわからない場合は、組合事務所に仮換地図面が備えつけてありますのでご覧になって境界杭（木杭）の位置をご確認下さい。
構造物を築造する場合は、**杭の位置と仮換地の寸法をかならず確認のうえ細心の注意**をはらってください。（なお仮換地の寸法が分からない場合は、浜松まちづくり公社まで問い合わせてください。）
5. 仮換地指定後、新たに仮換地を分割した箇所について境界杭（木杭）の埋設費用は、土地所有者の負担となります。
6. 仮換地指定を受けた土地へ境界杭（木杭）を埋設した後、杭の破損又は紛失により2回目以降改めて境界杭（木杭）を埋設された場合の埋設の費用は、土地所有者の負担となります。
7. 5、6に該当する場合は、境界杭（木杭）設置申請書に請求先を記入してください。
8. 境界杭（木杭）には、次の種類があります。
木杭（青色）：道路部分と民地と民地の境
道路の隅切り及び折れ点（道路側溝ができていない場合）
木杭（赤色）：民地と民地の境

以上の点に注意して、境界杭（木杭）の取扱いをお願い致します。
また、上記以外で疑問の点がございましたら組合までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

一般財団法人 浜松まちづくり公社 まちづくり課：TEL (053) 457-2612

なお、営業時間は平日の午前8：30より午後5：15までです。
また、土・日・祝祭日及び年末年始は休日です。

- 現況において、仮換地上に生えた雑草等により近隣の方が迷惑している場合がありますので、管理（草刈など）宜しくお願いします。